

子どもの貧困・機会格差の根本的な解決に向けて

ー未来への投資による真の総活躍社会の実現ー

2017年3月30日 公益社団法人 経済同友会

<u>目 次</u>

1. 本提言の位置づけ	1
2.格差拡大の世界的傾向とその原因	3
3. 日本における格差拡大とその原因	5
4. 日本の相対的貧困の問題点	8
5. 日本の子どもの貧困の実態と問題点	10
6. 子どもの貧困・機会格差問題に対する認識と具体策	12
図表一覧	16
企業における子どもの貧困対策の実例	25
2016 年度 子どもの貧困・機会格差問題部会 委員名簿	29

1. 本提言の位置づけ

日本の子どもの貧困率¹は 1980 年代から上昇傾向にあり、2012 年には 16.3% と、実に 6 人に 1 人の子どもが相対的貧困にある²。過去 2009 年においても 15.7%と高い数値を示しており、この時点で OECD (経済協力開発機構) 加盟 34 カ国の中で 10 番目に高い水準であった³。こうした世帯で育つ子どもは、学習や進学の機会のみならず、食事や医療等の面でも不利な状況に置かれており、この状態が世代間で連鎖することも指摘されている。

子どもの貧困を放置することは、国全体での所得減少、税・社会保険料収入の減少、社会保障給付の増加といった社会的損失4を招くとともに、社会の停滞や人的資源の不足など、社会と企業の持続的成長にも大きな影響を与える。その意味で、子どもの貧困対策は社会福祉だけでなく、将来的な出生率の向上に寄与し、社会と企業に直接かかわる「未来への投資」と言える。一方、グローバル化や技術の進展、産業構造の変化、株主利益の極大化を求める資本市場の圧力等によって生じた雇用の二極化(非正規雇用の拡大や低所得化等)は、社会の格差拡大をもたらしている。この格差是正も日本の持続的成長において重要な課題であるが、当部会では子どもの貧困とその対策に焦点を当てている。

国会では2013年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、2014年に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定された。また、政府は2015年10月に「子供の未来応援国民運動」を始動し、同年12月には「子どもの貧困対策会議」において「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」を決定した。これらに基づいて現在までに様々な施策が実行されてきているが、財政制約から予算規模が小さく、対症療法に偏った対策となっている。

持続的な経済の好循環を生み出すためにも、政府に対策を求めるだけでなく、

¹ 厚生労働省「平成 25 年国民生活基礎調査」(平成 26 年 7 月 15 日公表)。同調査では、OECD(経済協力開発機構)の作成基準に基づき、「等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人数の平方根で割って算出)が全人口の中央値の半分未満の世帯員の割合を「相対的貧困率」としている。詳細は、図表 1 および図表 2 を参照。

² 政府答弁によると、子どもの貧困対策の推進に関する法律や大綱においては、子どもの 貧困について広く対策を講じていくとの考えから、対象を限定して狭くとらえるという ことを避けるため、「子どもの貧困」の定義は設けられていない。実際に、貧困の状況に ある子どもたちの抱える困難は様々であり、子どもの貧困対策においては、支援が必要 な子どもに必要な支援が届くよう、具体的な支援策や制度ごとにその趣旨を踏まえて対 象者が決まっている。

³ OECD (2014) Family Database, "Child Poverty"

⁴ 日本財団「子どもの貧困の社会的損失推計」(2015年12月)によれば、子どもの貧困の 放置によって社会が被る経済的損失の推計は、現在15歳の子ども1学年だけでも約2.9 兆円に達し、政府の財政負担は1.1兆円増加するという。

企業の立場からも行動を起さなければならない。こうした観点から、我々は、子どもの貧困や機会格差問題の根本的な解決に向けて、国民・国・地方自治体・企業がそれぞれの立場から意識改革に取り組み、貢献していくための基盤となる「共通認識」を提示し、具体策を示した。

2. 格差拡大の世界的傾向とその原因

(1)過去(20世紀から21世紀初頭の格差拡大)

欧米や日本では、20世紀初頭には所得格差(以下、「格差」という。)が大きかったが、世界大恐慌と二つの世界大戦を経て、1970年代までは比較的平等な社会が形成されてきた。しかし、過去20年の間にほとんどの国において国内格差は拡大傾向にある(図表3)。特に、アメリカ、イギリスにおいては、その傾向が顕著になっている。

1970年代後半から1980年代初期に、アメリカのレーガン大統領やイギリスのサッチャー首相が行った経済改革は、当時最悪の状態であった国の経済の立て直しを図るものであった。この改革は、市場原理の活用、すなわち規制を緩和して競争を促進し、経済の効率化を高めるものであり、同時に大幅減税と福祉の大幅削減が行われた。これらの改革は1980年代に新自由主義として台頭し、市場原理を基盤とした構造改革へとつながっていった。この構造改革は、経済の活性化を促進する効果があったが、他方で格差を拡大する要因ともなった。その格差拡大への対応が十分でなかったため、1980年代には所得の不平等が進行し、特に低所得層の所得が減少したと言われている。

(2) 現在

近年、ITを中心とする技術革新やグローバリゼーションの影響、産業構造の変化、資本市場の圧力等により、先進国を中心に国内の格差拡大が助長された。とりわけ、IT化に代表される技術革新によって重筋労働から高度な仕事へと求められる能力が変化し、自動化の進展によって、低スキルで自動化されにくい低賃金の労働集約型の仕事と、高賃金の高度な知識集約型の仕事に雇用が二極化した。こうした資本主義の負の側面ともいえる二極化の進行は、イギリスのEU離脱やアメリカのトランプ現象、ドイツやフランスでの極右政党の台頭といった政治の流動化や社会不安の原因にもなっている。

中間・下位所得者の所得減少だけでなく、上位所得者の所得増加も、格差を拡大する要因となる。特に欧米においては、所得が上位 1%の家計に集中する割合が上昇している。例えば、アメリカの所得上位 1%の人々の所得シェアは2010年には20%近くにまで増加し、世界大恐慌直前と同レベルになった。ちなみに、1950~80年においては約10%程度である(図表4)。

また、格差拡大の要因には移民問題も挙げられる。かつて、アメリカでヒスパニック系とアジア系の移民一世が労働者層の底辺を形成した一方で、ヨーロ

ッパでも旧植民地からの移民や東欧からの移民が低賃金労働者層を形成した。 同様に、近年のヨーロッパにおいては、中近東やアフリカからの移民の急増が、 移民受入国の失業率増加や賃金の低下による格差拡大を引き起こしている。

3. 日本における格差拡大とその原因

(1) 雇用をとりまく状況

高度成長期からその後の安定成長期にかけて、日本社会は平等で均質な「一億総中流」と言われ、失業率 2%以下5の完全雇用が達成されたため、格差が問題になることはなかった。しかし、1990 年代初頭のバブル崩壊や 97 年の金融不安によって、日本経済の安定成長期は終焉し、「失われた 20 年」と呼ばれる低成長期に入った。この間に、政府による経済立て直しに向けた構造改革が行われてきたが、2006 年には偽装請負が、2008~09 年にはリーマンショックの影響で「派遣切り」や「雇い止め」が社会問題化した。こうした中、2009 年 10 月に日本の相対的貧困率が公表され、15.7%という OECD 加盟国の中でも高い値であることが示された。同年の自民党から民主党への政権交代によって非正規雇用の規制強化の方向転換がなされたが、問題は解決されず現在に至っている。

(2) 雇用形態の変化

日本における格差拡大については、前項で述べた技術革新とグローバリゼーション等に加えて、高齢化の進展、離婚率の上昇や地域間格差の広がり等も一つの要因と思われるが、特に1990年以降の長期不況による影響が大きいと考えられる。従来の工業製品の大量生産・大量消費から、情報やサービスを重視するニューエコノミーへの転換によって、必要とされる労働者が「多数の熟練労働者」から「少数の創造的労働者と多数の単純労働者」へと変わり、雇用や賃金体系が変化する中で格差が拡大しつつある。具体的には、非正規雇用の増加が大きな要因と言える。『労働経済白書』(平成22年度版)においても、「大企業では利益を配当に振り向ける傾向が強まり、人件費抑制的な賃金・処遇制度改革が強められてきた側面もある。こうした中で、正規雇用の絞り込みなどを伴う雇用形態の変化や業績・成果主義的な賃金・処遇制度が広がり、賃金・所得の格差拡大傾向が進んできた」と述べられており、早急な対応が必要である6。なお、「成果主義的な賃金・処遇制度」による格差は、雇用形態よりも企業規模や業種・業態間に多くみられる傾向である。

⁵ 総務省統計局「労働力調査(長期時系列データ): 年齢階級別完全失業者数及び完全失業率」

⁶ 厚生労働省「平成 22 年版 労働経済の分析―産業社会の変化と雇用・賃金の動向― (労働経済白書)」

非正規雇用が増えた要因は、以下のように整理される。

- ① 長期にわたる不景気から、企業は労働コストを抑えるために、賃金が低く社会保障負担がかからない非正規雇用に切り替えた。
- ② 非正規雇用は雇い止めがしやすく、雇用の調整弁と位置付けられた。
- ③ 正規社員の雇用と賃金を守ることで、経営と組合の利害が一致した。
- ④ サービス業を中心に、必要な時間に労働を集約できる非正規雇用を多用した。
- ⑤ 労働市場の規制緩和の進行で、企業が派遣労働者などを活用しやすくなった。
- ⑥ 参入規制が緩和された産業では、競争激化により非正規雇用を活用し、 賃金格差が助長された。
- ⑦ 正規雇用の長時間労働は、潜在的正規雇用の需要を減少させるため、非 正規雇用を正規雇用とする妨げとなった。

(3)賃金・処遇の変化

非正規雇用の増加を除く賃金格差拡大の要因としては、所得分配システムの変化が挙げられる。従来、日本では「春闘方式」によって、同一業種ではほぼ同等の年功賃金が分配されていた。これは、労働者が生活に必要な額に応じて支払う生活給という意味合いが強かったためである。しかし、高度経済成長によって生活が豊かになり、能力主義や成果主義が導入されたことで、「春闘方式」から「個別賃金要求方式」に変わり、業績の良い企業と悪い企業の格差が拡がった。その結果、個人においても賃金の格差が拡がったのである。

(4)都市と地方の格差

地域間、特に都市と地方の格差の広がりも顕著である。

都道府県間の一人当たり県民所得7における変動係数(都道府県間のばらつき)は縮小傾向にあるものの、最も多い東京都が 450 万円、最も少ない沖縄県は 210 万円とその差は 2 倍以上になる。また、1990 年以降、工場の集約や海外移転が進んだことにより、全国各地で製造業比率が低下し、生産性の低い非製造業への依存が高まっている。事実、都市部(大規模経済圏)と地方部(小規模経済圏)の労働生産性や就業者数を比較した場合、①地方部の労働生産性は全体的に低く、その中でも低水準にある「卸売・小売」「医療・介護」「宿泊・飲食」分野の就業者数比率が高い、②情報通信や金融など生産性の高い業種でも、地方部の生産性は都市部の 2 分の 1 程度であり、就業者構成比も低いという特徴

⁷ 内閣府経済社会総合研究所「平成25年度県民経済計算について」(平成28年6月1日)

がある8。

こうした所得の差や産業構造の変化は、相対的に所得が高く雇用情勢が良好な地域への人口移動を促すため、特に若年層の都市部への流出を助長し、東京 一極集中を加速させる。これが、都市と地方部の格差をさらに拡大させる悪循環を招いている。

⁸ まち・ひと・しごと創生本部 地域しごと創生会議「『地域しごと創生』を巡る現状と課題について」(2015 年 11 月 7 日)

4. 日本の相対的貧困の問題点

(1) 所得再分配機能の不均衡(高齢者偏重)

日本の相対的貧困率は、1985年の12.0%から2012年には16.1%まで上昇し、子どもの貧困率も1985年の10.9%から2012年には16.3%まで増加している(図表5)。また、ジニ係数の推移をみると、2011年の当初所得のジニ係数0.5536が、所得再分配後は0.3791に改善されており、国全体では所得再分配が有効に機能しているように見えるが、世帯主の年齢階級別では、59歳以下の各年齢階級で再分配によるジニ係数の改善度が著しく低い(図表6)。国全体としてジニ係数が改善しているのは、現役世代の所得が高齢者への社会保障給付として再分配されているためである。

(2) 相対的貧困率の偏り

相対的貧困率の長期的動向を性別・年齢層別にみると、男性は 1985 年には高齢者の貧困率が突出していたが、2012 年においては若年層の貧困率が最も高くなっている。女性は高齢者の貧困率が高いことに変わりないが、貧困化する時期がより高齢期に移行するとともに、若年層の貧困率が大幅に上昇している。また、世帯タイプ別では、ひとり親と子ども(20歳未満)のみ世帯の貧困率が約 50%と突出しており、夫婦と子ども(20歳未満)のみ世帯や三世代世帯の貧困率は約 10~15%と比較的低い9。

(3) 正規雇用と非正規雇用の賃金格差

日本のフルタイム労働者に対するパートタイム労働者の時間当たり賃金は、フルタイム労働者を 100 とした場合に 56.8 と低い水準であり、ヨーロッパ各国と比較しても著しく低い(図表 7)。最低賃金の国際比較においても、日本の最低賃金の相対水準は 36% (OECD 平均は 48%)(図表 8)と、OECD 加盟国の中で最も低いレベルである。日本の非正規雇用は正規雇用に比べて賃金が低いため、非正規雇用でフルタイム労働をしても、将来にわたって正規雇用の賃金カーブには遠く及ばない。正規雇用が右肩上がりの賃金カーブを描く一方、非正規雇用は横ばいで、むしろ年を重ねるごとに正規雇用と非正規雇用の差は拡大する(図表 9)。

⁹ 阿部彩(2015)「貧困率の長期的動向:国民生活基礎調査 1985~2012 を用いて」貧困統 計ホームページ

(4) 国際的に見て低水準な雇用のセーフティネット

また、日本の雇用政策は正規・終身雇用を前提としてきたため、失業、職業訓練、転職支援など雇用のセーフティネットは国際的に見て十分とは言えない。例えば、いわゆる積極的労働市場政策費(職業訓練、職業紹介、失業者対策事業等)の対 GDP 比率については、日本は 2003 年で 0.2%、2010 年で 0.3%とほぼ横ばい状態にある。一方、デンマークは 2003 年で 1.8%、2010 年で 1.9%と高い比率を維持しているほか、オランダについても 2003 年で 1.5%、2010年で 1.2%となっている。こうした欧州諸国と比較すると、日本の雇用政策は低水準の状況にある10。

(5) 社会保障負担の逆進性

社会保険料負担の増加や所得税率構造の累進緩和等を進めたことにより、個人所得課税と社会保険料を合わせた実効負担率は、低所得層において増加する一方、高所得層以上において低下¹¹している。こうした中で、政府は国民年金や国民健康保険の保険料を支払えない人に対して免除・軽減処置を講じているが、未納や滞納が後を絶たず、国民年金の最終納付率は 67.8%に留まり、国民健康保険の滞納世帯の割合は 16.7%に上る¹²。

今後、ロボットやAI等の技術革新の著しい発展により、労働者に必要とされるスキルのレベルが変化していくことで、格差拡大の傾向は更に強まる可能性がある。また、医療の進歩により一層の高齢化が進むため、健康寿命の延伸や高齢者雇用の促進など有効な手立てを講じなければ、今後、社会保障費用や医療保険費用が現在の想定以上に増加することは避けられない。

¹⁰ NRI「知的資産創造 | 小林一幸「積極的な労働市場政策による経済成長 | (2013 年 2 月)

¹¹ 内閣府税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」(平成 27 年 11 月 13 日)

¹² 厚生労働省「平成 26 年度の国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について」(平成 27 年 6 月 26 日公表)、「平成 26 年度国民健康保険の財政状況について」(平成 28 年 2 月 9 日公表)

5. 日本の子どもの貧困の実態と問題点

(1) 貧困の見えにくさ

前述のとおり、世帯タイプ別の貧困率は、ひとり親と子ども(20歳未満)のみ世帯の貧困率が他の世帯と比べて著しく高い。しかし、児童のいる世帯数をみると、ひとり親家庭の割合は、母子のみ世帯で約 6.8%、父子のみ世帯で約 0.8%と、両者を合わせても全体の 1 割に満たない¹³。貧困対策というと、ひとり親と子ども(20歳未満)のみ世帯や生活保護受給世帯等への支援ばかりに注目が集まりがちだが、夫婦と子ども(20歳未満)のみ世帯においても支援や対策を必要としている可能性があることを見落としてはならない。また、0~17歳の子ども約 2,062 万人のうち、貧困状況にある子どもは約 326 万人と推計され、そのうち生活保護受給世帯で育つ子どもは 29 万人、児童養護施設在籍児童は約 2.9 万人とされる(図表 10)。貧困という大きな括りの中で、目に見える貧困と見えにくい貧困が混在している。

(2) 若年層の低所得化

格差拡大の要因である非正規雇用の増加は、若年層の低所得化を招いている(図表 11)。非正規雇用労働者全体に占める「不本意非正規雇用労働者¹⁴」の割合をみると、全体平均 16.9%のところ、25~34歳の若年層では 26.5%、特に男性に限定すると 40.0%に上る(図表 12)。若年層を正規雇用へ転換するための支援は不可欠であることから、政府は若年層における不本意非正規の割合を2021年までに半減する目標を掲げている¹⁵。

(3) 私費負担に依存した教育財政

教育財政に目を向けると、2011年の我が国の公財政教育支出の対 GDP 比は 3.8% (OECD 平均は 5.6%)であり、データが存在する OECD 加盟国の中で最下位であった(図表 13)。また、公財政負担と私費負担の内訳をみると、特に就学前教育段階や高等教育段階における日本の私費負担割合の高さは突出している(図表 14)。教育費を家庭の支出に依存していることは明らかで、学力を高めるためには、義務教育だけでなく各家庭での教育投資が不可欠な状態である。

¹³ 厚生労働省「ひとり親家庭等の現状について」(厚生労働省ウェブサイト)

¹⁴ 非正規雇用についた主な理由が「正規の職員・従業員の仕事がないから」と回答した者

¹⁵ 厚生労働省「正社員転換・待遇改善実現プラン」(2016 年 1 月 28 日決定)

(4) 家庭の経済的背景がもたらす影響

子どもの学力は、家庭の社会経済的背景(SES; socio-economic status)¹⁶と 学習時間の二つの要素によって規定されるが、学習時間による効果は限定的で ある。家庭の社会経済的背景の指標が低い児童が3時間以上勉強して獲得する 学力の平均値は、家庭の社会経済的背景の指標が高く全く勉強しない児童の平 均値よりも低い¹⁷。つまり、家庭の所得や両親の学歴が子どもの学力に大きな影響を与えているのである。

また、高等学校卒業後の予定進路を両親の年収別にみると、年収が高くなるほど4年制大学に進学する割合が増える(図表15)ことから、両親の年収と子どもの進路には正相関があるといえる。世帯タイプ別の進学率でも、全世帯の大学等(短大・専門学校含む)の現役進学率が73.2%である一方、ひとり親世帯では41.6%、生活保護世帯では33.4%、児童養護施設児童では23.3%18と差が大きい。

このように、子ども自身によらない、両親の所得や学歴といった要因が、子どもの学力獲得や教育水準に影響を与え、やがて子ども自身の階層や職業を決定してしまう、いわゆる貧困の世代間連鎖が生じるのである。

¹⁶ 保護者に対する調査結果から、家庭所得、父親学歴、母親学歴の三つの変数を合成した 指標。当該指標を四等分し、Highest SES、Upper middle SES、Lower middle SES、 Lowest SES に分割して分析。

¹⁷ 国立大学法人お茶の水女子大学「平成 25 年度全国学力・学習状況調査(きめ細かい調査)の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究」(2014 年 3 月 28 日)

¹⁸ 教育再生実行会議「全ての子供たちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育へ(第九次 提言)参考資料(2016年5月20日)」

6. 子どもの貧困・機会格差問題に対する認識と具体策

子どもの貧困や機会格差の問題は、世帯状況や生活環境、所得、雇用等の様々な要因が複雑に絡み合って生じている。そのため、国民・国・地方自治体・企業がそれぞれの立場でこの問題に当事者として向き合い、貢献していかなければならない。それにあたっては、以下の共通認識のもとで意識改革を行い、行動に結び付けていくべきである。

国民・国・地方自治体・企業が共通認識すべき事項

- 全ての子どもは、公平・公正な支援を受ける権利を有している。
- 子どもへの投資は、将来への効果が高い社会保障である。
- ・ 教育こそが貧困の連鎖を断ち切る鍵である。
- ・ 子どもへの支援は金銭的支援のみでは不充分であり、精神的自立を促し、 社会人として必要な情緒を向上させるサポートが不可欠である。
- 子どもへの支援は社会全体で担い、社会の構成員がそれぞれの経済力に 応じて負担しなければならない。
- 子どもと若年層に焦点を当てた所得再分配機能を再構築する。
- ・ 個々人の能力発揮や向上を図り、多様な働き方が可能な社会を実現する。

上記に基づく具体的な行動の一例を提示する。

(1) 相対的貧困よりも更に劣悪な状態に身を置く児童の救済措置

政府が子どもの権利としての最低条件を示し、各地方自治体を中心に 企業・NPO・一般市民の協力のもとで早急に対策を講じる。

(2) 3~5歳の就学前教育の義務化・無償化

貧困の連鎖を断ち切り格差を解消するには、自立を促すことが不可欠であり、これには学校教育における知的能力の訓練のみならず、非認知能力(意欲・自制心・やり抜く力・社会性など)の発達が大きな影響を与える。これらの能力を醸成するために就学前教育が有効19であることは様々な研究で明らかにされている。就学前教育の義務化・無償化により、全ての子どもが就学前教育を受けられる環境を整備する。

¹⁹ 教育再生実行会議第3分科会第3回(2014年12月3日)資料:国立教育政策研究所 「教育の効果について~社会経済的効果を中心に~」

【例】3~5 歳の就学前教育の無償化に伴う国の追加負担 ⇒ 約4,400 億円/年(事務局試算²⁰)

(3) 義務教育期間の完全無償化

すべての子どもの権利として、義務教育期間においては授業料や教材 費のみを免除するのではなく、給食費や活動費等の学校生活にかかる諸 費用をすべて無償にする。

【例】義務教育期間の完全無償化に伴う国の追加負担

→ 小学校:約6,500億円/年(事務局試算²¹)中学校:約5,700億円/年(事務局試算²²)

(4) 高等学校を義務教育化

現在、高等学校への進学率は 90%を超える²³。高度な教育の重要性が 益々高まる社会においては、すべての子どもが高等学校卒業程度の教育 レベルを獲得する必要がある。同時に、大学への進学を第一の目標に掲 げる普通科に偏重した中等教育を是正し、農業・工業・商業等の職業教 育にも重点を置くことで、卒業後に社会で役立つ教育を目指す。

【例】高等学校の義務教育化に伴う国の追加負担

⇒ 約1兆円/年(事務局試算24)

(5) 実学教育の価値を評価し、専門性の高い技能・技術の習得を支援

日本は OECD 生徒の学習到達度調査 (PISA; Programme for International Student Assessment)) ²⁵において OECD 加盟国の中でも常に上位に位置し、初等中等教育のレベルの高さは際立っている。しかし、初等中等教育時のレベルを維持・向上させる上で、高等教育機関のグローバルレベルでの質の高さが重要になるが、世界大学ランキング²⁶の

^{20 2015} 年人口(出所:総務省統計局平成 27 年国勢調査抽出速報集計)の各年齢に、公立の学校教育費と学校給食費の合計金額(出所:文部科学省「平成 26 年度子供の学習費調査」)を乗算して算出。

²¹ 前掲 注釈 20 と同様。

²² 前掲 注釈 20 と同様。

²³ 文部科学省「平成 22 年度学校基本調査」

²⁴ 前掲 注釈 20 と同様。なお、公立高等学校(全日制)の学校給食費は、公立中学校の 金額を代用して算出している。

²⁵ 文部科学省国立教育政策研究所「OECD 生徒の学習到達度調査~2015 年調査国際結果の要約~」(平成 28 年 12 月)

²⁶ Times Higher Education (THE)「World University Rankings 2016-2017」:評価項目

最高位が東京大学の39位となっている。国際的なリーダーシップや専門性を高める教育が欠如したまま非正規雇用を固定化させることのないよう、専門職大学制度の設置基準緩和、総合大学の卒業要件の厳格化などを実施し、IT スキルなどを含む、専門性の高い多彩な技能・技術の習得を支援する²⁷。

(6) 高等教育を受けるに相応しい学生に対し、給付型の奨学金制度を拡充28

貸与型奨学金への卒業後の所得に連動した返済制度の導入に加え、給付型奨学金制度の実施が正式決定されているが、この支給対象の規模や金額は十分とは言えない。経済的不安を抱える世帯や学生が安心して利用できる、真に有効な奨学金制度の整備・拡充が望まれる。

(7) 学生ボランティアへの社会的評価を確立

子どもの貧困への支援を行う NPO 等の団体でボランティア活動を行う学生に対して、学内や就職活動においてその活動を適正に評価する仕組みがない。教員免許取得要件への追加、企業の採用面接における評価への反映などを推奨する。

(8) 子どもが相対的貧困にある世帯の親への支援

公共部門による職業訓練の実施ならびに同期間の生活基盤を確保する ための失業保険の給付拡充、家庭や子どもにかかわる税金の所得控除か ら給付付き税額控除への変更などを行い、若年層、特に出産・子育て世 代の不本意非正規によるワーキングプアからの脱却を目指す。

(9) 企業がなすべきこと

- ディーセント・ワーク (働きがいのある人間らしい仕事)を増やす。
- ・ 各地の企業拠点としている地域への還元として、地方自治体や地域で 活動する NPO に対し、資金・物資・人材・場所等の提供や支援を行

は Teaching: 教育-学習環境、International Outlook: 国際的な見通し-教授陣と学生の質、Industry Income: 産業へ与える利益-革新性、Research: 研究-ボリューム/収益性/評価、Citations: 論文の引用度合

²⁷ 経済同友会「これからの企業・社会が求める人材像と大学への期待~個人の資質能力を 高め、組織を活かした競争力の向上~」(2015年4月発表)

²⁸ 経済同友会「経済格差を教育格差に繋げないために―高等教育の機会均等に向けて―」 (2010年3月発表)

う。

- ・ 各地の企業拠点において、インターンシップや高等学校への派遣授業 を実施²⁹し、職業教育と社会人教育の一助とする。
- ・ 企業として学生への給付型奨学金を支援または給付制度を設ける。
- ・ 「子供の未来応援国民運動」の情報を活用した、各地での支援や未来 応援基金に積極的に参加する。
- ・ 学生の採用において、子どもの貧困への支援活動経験の有無に関する 評価項目を設ける30。
- ・ 四年制大学の学生に偏重した採用活動を見直し、上述の(4)、(5)も踏まえ、学歴に関わらず専門性の高い学生を採用、活用する。

(10) 子どもへの支援に関する財源は、社会全体で負担

大学を除く教育の無償化に必要な約 3 兆円の財源は、財政の健全化を前提に、消費増税分の教育目的化、「子ども国債」の発行、ふるさと納税の地元出身の学生を対象とした奨学基金化など、社会保障と税の一体改革の中でしっかりと議論し、「高齢者から子どもへの予算の転換」を明確に打ち出し、所得再分配の構造変革をはかる。さらに、就学前から学び直しまでの多様な教育の中から最も必要とするものを選択できる教育バウチャーの発行、子どもへの支援を行う NPO 法人等の団体への寄付における「認定 NPO 法人等寄附金特別控除」の控除額拡充や資産寄付に対する相続税控除を行うとともに、積立金残高が 6 兆 2,586 億円(平成 26 年度末)31にのぼる雇用保険の一部または全部を、事業主や従業員を介した子どもや子育て支援や失業時の教育財源に充てる。

(11) 地方自治体ごとに異なる子どもへの支援レベルを、全国で統一

例えば、全ての都道府県および市区町村が乳幼児等にかかる医療費の援助を実施しているが、この内容は全国一律ではない。子どもへの支援・投資は社会全体で負担するという認識のもと、社会福祉にまつわる支援・制度を全国で統一する。

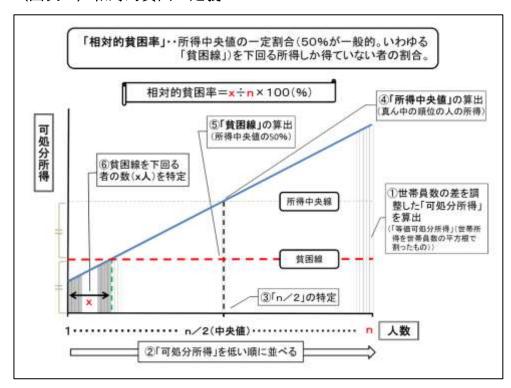
²⁹ 経済同友会では、産学協働による人材育成とキャリア教育の推進を目的とした「経済同友会版インターンシップ」や、企業経営者が出張授業や教師・PTA との懇談等を行う「学校と経営者の交流活動」を実施している。

³⁰ 前掲「これからの企業・社会が求める人材像と大学への期待~個人の資質能力を高め、 組織を活かした競争力の向上~」(2015年4月発表)

³¹ 厚生労働省 職業安定分科会雇用保険部会(第 113 回) 雇用保険制度関係資料(平成 28 年 3 月 31 日)

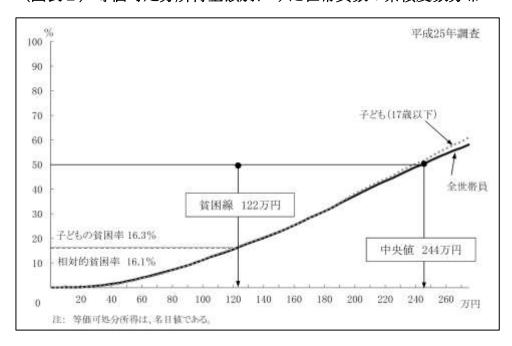
<図表一覧>

(図表1) 相対的貧困の定義



出典:厚生労働省ウェブサイト

(図表2) 等価可処分所得金額別にみた世帯員数の累積度数分布



出典:厚生労働省「平成25年度国民生活基礎調査の概況」

0.40 0.38 ジ 二 係 0.36 米国 0.342 数 0.34 英国 0.337 0.329 × 0.324 へ 家 0.32 • 0.31_° 計 日本 の 0.30 カナダ 0.295 可 0.293 ドイツ 処分所得の 0.28 フランス 0.26 0.261 スウェーデン 韓国 0.24 格 差 0.22 0.20 0.18

(図表3) 所得格差の推移(先進国の国際比較)

1975

1980

1985

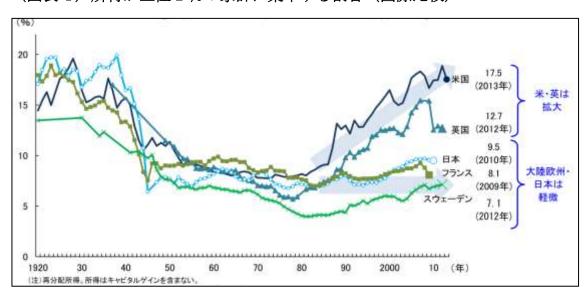
資料: OECD(2011),DIVIDED WE STAND:WHY INEQUALITY KEEPS RISING Figure 2. 出典:社会実情データ図録

2000

2005

2010

1995

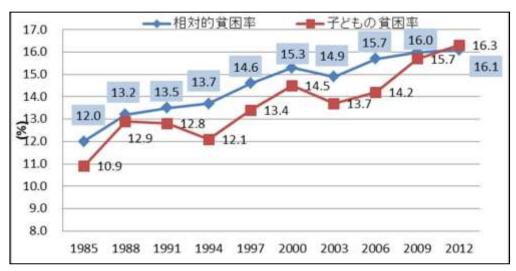


(図表4) 所得が上位1%の家計に集中する割合(国際比較)

1990

資料: The World Top Income Database より、みずほ総合研究所作成 出典: 内閣府 第 17 回税制調査会 資料 (2015 年 8 月 28 日)「日本の格差に関する現状」高田創・みずほ総合研究所常務執行役員チーフエコノミスト

(図表5) 相対的貧困率の推移



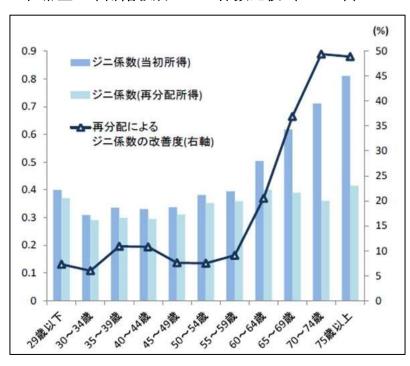
資料:厚生労働省(2014)「平成25年国民生活基礎調査結果の概況」

出典:経済同友会・東京経済研究センター 第 147 回 TCER セミナー 資料(2016年1月27日)「子どもの貧困解消に向けた具体策」阿部彩・首都大学東京都市教養学部教授

(図表6)日本のジニ係数の推移と所得格差の現状 日本のジニ係数推移(1999年~2011年)

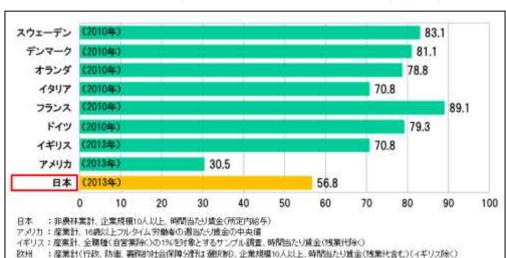


世帯主の年齢階級別のジニ係数比較(2011年)



資料:厚生労働省「所得再配分調査」より、大和総研作成

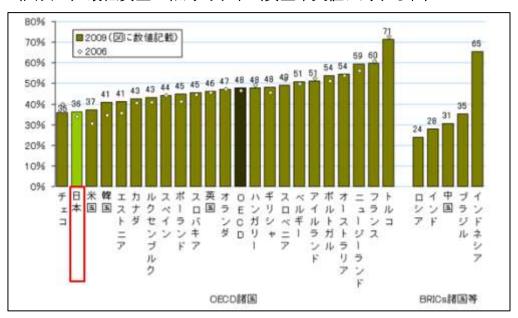
出典: 大和総研 経済の広場 数字で見る格差とその背景 (2016 年 7 月 8 日) 「日本のジニ係数の推移と所得格差の現状」菅原佑香・経済環境調査部研究員



(図表7) フルタイム労働者に対するパートタイム労働者の賃金水準

資料:日本「厚生労働省 (2014.2) 平成 25 年賃金構造基本統計調査」、アメリカ「BLS (2014.2) Labor Force Statistics from the Current Population Survey」、イギリス「Office for National Statistic (2013.12) 2013 Annual Survey of Hours and Earnings—Provisional Results」、その他「Eurostat Database "Structure of earnings survey 2010" 2014 年 9 月 現在」

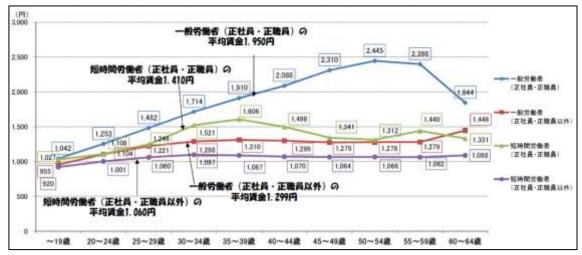
出典:独立行政法人労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較 2015」



(図表8) 最低賃金の相対的水準(賃金中央値に対する%)

資料: OECD(2011), Economic Policy Reforms 2011: Going for Growth

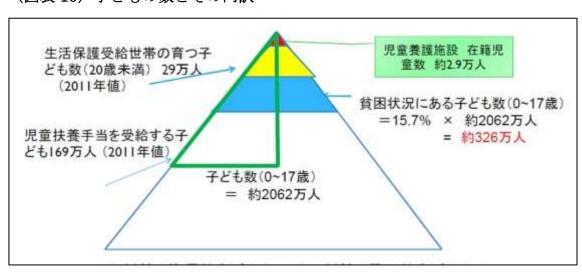
出典:社会実情データ図録



(図表9) 非正規雇用労働者の賃金カーブ (時給ベース)

資料:厚生労働省「賃金構造基本統計調査(平成27年)雇用形態表:第1表」

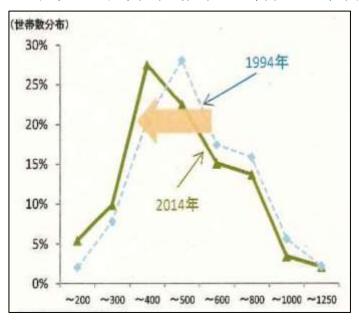
出典:厚生労働省「非正規労働の現状と課題」(厚生労働省ウェブサイト)



(図表 10) 子どもの数とその内訳

資料:人口推計「総務省統計局(平成21年値)」、在籍児童数「全国児童養護施設協議会(平成19年10月)」、受給者数「国立社会保障・人口問題研究所ウェブサイト」 出典:内閣府 第2回子どもの貧困対策に関する検討会 資料(2014年5月1日) 阿部彩・国立社会保障・人口問題研究所

(図表 11) 年間収入階級別の世帯数分布 二人以上の若年世帯(世帯主の年齢が 30 歳未満)



出典:経済同友会 諮問委員会第3回会合 資料(2016年11月25日)「経済社会の構造変化と税制」佐藤慎一・財務省事務次官

(図表 12) 非正規雇用労働者の現状

	不本意非正規労働者数 (万人)			非正規労働者に占める不本意非正規労働者の割合		
	男性	女性	合計	男性	女性	合計
15~24歳	16	13	29	15.8%	10.9%	13.2%
25~34歳	36	35	71	40.0%	19.4%	26.5%
35~44歳	29	38	67	42.0%	12.3%	17.9%
45~54歳	23	39	62	45.1%	12.4%	16.9%
55~64歳	38	26	64	27.7%	10.5%	16.6%
65歳以上	15	7	22	10.9%	6.3%	8.8%
全体	157	158	315	26.8%	12.3%	16.9%

資料:総務省「労働調査(詳細集計)(平成27年平均)第Ⅱ—16表」より、事務局作成

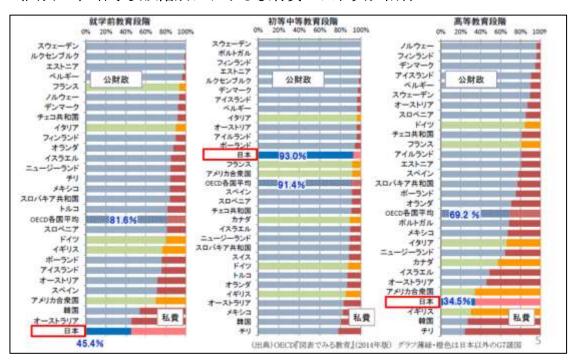
9.0 個人補助 8.0 7.0 OECD平均5.6% 6.0 5.0 3.8% 4.0 3.0 2.0 機関補助 1.0 アイスランド ポルトガル ベルギー イギリス フランス イスラエル カナダ スイス エストニア アメリカ スペイン スロバキア フィンランド アイルランド オーストリア スロベニア メキシコ ドイツ ポーランド オーストラリア ハンガリー チェラ

(図表 13) 公財政教育支出の対 GDP 比(2011年)

資料: OECD 『図表で見る教育』 (2014 年版)

出典:教育再生実行会議 第3分科会第1回 資料(2014年10月15日)「我が

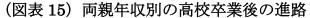
国の教育行財政について」文部科学省

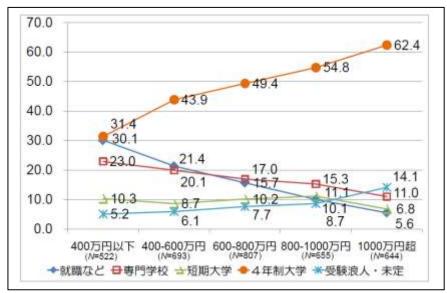


(図表 14) 各学校段階別における教育費の公私負担割合

資料: OECD『図表で見る教育』(2014 年版)

出典:教育再生実行会議 第3分科会第1回 資料(2014年10月15日)「我が 国の教育行財政について」文部科学省





出典:東京大学大学院教育学研究科 大学経営・政策研究センター (2007 年 9 月)「高校生の進路追跡調査 第1次報告書」

<企業における子どもの貧困対策の実例>

Case 1: 株式会社開倫塾

1. 児童養護施設などの子ども達への支援

小学生は、学習塾で学習する際の公的助成が一切無いため、児童養護施設の施設長の推薦がある場合には、授業料、年3回の講習会費用、教材費・諸費用など、すべての費用を無料にしている。なお、2017年の栃木県内の中高一貫公立校入試では、開倫塾で学んだ児童養護施設の子ども1名が、その児童養護施設では初めて合格に至った。

中学生は、学習塾で学習する際に全額公的助成があるが、公的助成に含まれない開倫塾の教育サービスを希望する場合には、児童養護施設の施設長の推薦により、無料としている。

高校生は、学習塾で学習する際に、月 15,000 円の範囲で公的助成があるが、助成範囲を超える開倫塾での教育サービスを希望する場合には、養護施設の施設長の推薦により、無料としている。

地域社会からの強い要請があったため、2017 年度より、母子生活支援施設や母子寮の子どもたちにも、施設長の推薦がある場合には、児童養護施設と同様の支援を行う予定である。

2. 母子家庭・父子家庭の子ども達への支援

母子家庭・父子家庭の子どもで、兄弟姉妹で開倫塾に通塾する場合には、保護者からの申請により、年少の子どもの授業料を一律半額に減額している。また、事情のある場合には、減額の割合を増やしている。さらに、塾生の保護者が倒産や失業、死亡、病気、介護などの状況に見舞われ、経済的な事情で通塾が困難になった場合には、保護者などからの申請により、授業料その他の費用につき、大幅減額、または全額免除を創業以来行っている。

3. 栃木刑務所(女子刑務所)の受刑者への教科教育の支援

開倫塾では、2008年から、栃木市教育長と栃木市にある栃木刑務所(女子刑務所)の要請により、受刑者の中で小学校、中学校、高校時代に十分な教科教育を受けてこなかった受刑者を対象に、小学校低学年から中学年レベルの算数・国語などの基礎基本を指導するため、教師を派遣している。読み・書き・計算を身に着け、刑務所内の図書館の本や新聞に親しみ、思慮深さや自分で考える力、批判的思考能力育成を支援している。

近年では、高卒認定試験の受験指導やカウンセリングも担当している。 2016年12月には、8名の合格者を出すに至った。開倫塾講師が教科指導を 行った受刑者は、10年間で100名以上になり、現時点で再犯者は出ていな い。女子受刑者は、しっかりとした学力を身に付けた上で、仕事に就いた場 合、再犯率が激減すると言われている。

Case 2: 日本アイ・ビー・エム株式会社

1. IBM インパクト・グランツ (IBM Impact Grants)

IBM は非営利団体(NPO等)の戦略的かつ効率的な運営や、次世代を担う人財の育成を支援している。「IBM インパクト・グランツ(IBM Impact Grants)」は、IBM のテクノロジーやノウハウ、社員のスキルを活用したソリューションを"寄付"することで、社会の課題解決に取り組む NPO の活動を支援することを目的としている。具体的には、社会課題の解決に取り組む NPO に対して、①リーダーシップ・スキル育成やプロジェクトマネジメントに関するワークショップや、②戦略策定を支援する簡易コンサルティング、③事業の効率化や情報の可視化などを支援する IT ツールを無償で提供している。

これまでに、「プロジェクトマネジメント・ワークショップ」を、石巻で子どもの学習支援と居場所づくりに取り組む NPO 法人 TEDIC や、同じく、子どもの貧困、教育格差などの社会問題に対して取り組みを行う NPO 法人 Learning for All などを含む 26 団体、約 150 名の非営利セクターの職員に提供し、IBM からも 50 名以上の社員が参加した。

「戦略策定/評価コンサルティング」については、NPO に対して高いレベルの戦略策定や、その実践結果を評価するコンサルティング・サービスを提供している。1 団体あたり社員 $4\sim5$ 名でチームを組み、月に $2\sim3$ 回、各 2 時間程度のミーティングや作業を 4 カ月間行い、各団体の課題解決や組織力の強化に取り組んでおり、過去には 3 年間に亘り、子どもの貧困に取り組む NPO 法人キッズドアとも協業した。

最近では、ビジネスでも力を入れているデータ分析のプログラムも提供しており、2015年には、認定 NPO 法人育て上げネット発行の『若年無業者白書ー個々の属性と進路における多面的分析 2014-2015』の第2章を IBM が執筆し、進路決定を果たした若者と支援中断となった若者について分析を行い、効果的な支援実施のための考察を行った。

2. P-TECH(Pathways in Technology Early Collage High School)

米国 IBM では、P-TECH と称される教育の新しいモデルを推進している。 2011 年 9 月に第 1 校目が、ニューヨーク州ブルックリン区にて開校した。 P-TECH とは、9 年生(日本での高校 1 年)から 14 年生(大学 2 年)を対象とした新しい公教育のモデルであり、教育格差是正に向けた STEM 教育、就労、技術教育に焦点を当てている。卒業の時点で、①成長産業である IT 業界でのエントリー・レベルの職に就けるだけの準学士の資格を身に付けさせることを目的としているほか、②4 年制の高等教育機関に進み、修了するために必要な学力を身に付けさせることを目的としている。

P-TECH は、誰でも入学でき(入学試験なし)、他の公立学校同様学費は 無償である。また、6年制の学習過程は、高校とカレッジの授業内容を統合 したものとなっており、すべての生徒に準学士の資格が与えられる。さらに、 出席時間ではなく、習熟に応じているため、生徒は個人の進捗に沿って卒業 ができる仕組みとなっている。

Case 3: 日本ケロッグ合同会社

1. 朝食提供支援プログラム「Breakfasts for Better Days™」の新たな目標

ケロッグ社は、CSR の一環として 2013 年 3 月よりグローバルで推進している朝食提供支援プログラム「Breakfasts for Better Days™」の新たな目標を、2016 年 10 月に発表した。

新目標では、①食料支援を必要としている世界中の子ども達やその家族に向けて、2025年までに全世界で 25 億食分の食料を寄贈する、②世界各国の「Breakfast Club」(朝の学童保育)への支援拡大を通じて、200万人の子ども達に朝食を提供する、③気候変動対応型農業の支援により、収穫後の農作物の損失や食品廃棄を減らすことで、世界各国の 50万人の農業従事者とその家族およびコミュニティを支援する、④世界各国のケロッグ従業員が、フードバンクや朝食提供支援プログラムにおいて、延べ 45,000 日のボランティア活動に従事する、⑤チャリティ企画連動プロモーションや WEB サイト・SNS 等におけるキャンペーンへの参加を通じて、世界中の延べ 3 億人の方々が「Breakfasts for Better Days™」に参加するとしている。

2. 日本ケロッグの「Breakfasts for Better Days™」活動

日本ケロッグは、"朝食の専門家"として子ども達の支援活動に力を入れており、セカンドハーベスト・ジャパンへの毎月のシリアル寄贈にとどまらず、豊島区のNPO 法人「豊島子ども WAKUWAKU ネットワーク」が運営する子ども食堂(計3カ所)や、足立区「居場所を兼ねた学習支援事業」(2016年10月時点で計2カ所、今後は計3カ所に提供予定)に向けて、利用している子ども達が朝食用として自宅に持ち帰ることができるよう、シリアルを無償で毎月提供している。また、2016年の夏期休暇中は、足立区の「平野屋こども食堂」において、食育教室を実施するとともに、足立区の協力により、区内で活動するその他の子ども支援団体・計3団体にもシリアルの無償提供を行った。

2016年度 子どもの貧困・機会格差問題部会 委員名簿

2017年3月現在

(敬称略)

部会長

馬 田 一 (JFEホールディングス 相談役)

委員

朝 田 照 男 (丸紅 取締役会長)

池 田 弘 (新潟総合学園 総長)

梅 田 一 郎 (ファイザー 取締役社長)

小 林 いずみ (ANA ホールディングス/サントリーホールディングス

/三井物産 社外取締役)

佐 藤 義 雄 (住友生命保険 取締役会長代表執行役)

富樫直記 (オリバーワイマングループ 日本代表 パートナー)

橋 本 孝 之 (日本アイ・ビー・エム 副会長)

林 明 夫 (開倫塾 取締役社長)

以上9名

事務局

齋 藤 弘 憲 (経済同友会 企画部 部長)

髙 橋 佳奈子 (経済同友会 企画部 マネジャー)

肥 塚 陽 子 (経済同友会 政策調査部 アソシエイト・マネジャー)